

入会申込書



特定非営利活動法人中東平和フォーラム 御中

私は、貴会の趣旨に賛同して世界平和に寄与する為に入会いたします。

私は、貴会の名誉を傷つけることなく、法律を順守し違反しないことを誓います。

裏面に会員の説明があります。ご同意の上ご記入ください。

入会申込日 20 年 月 日

| | | |
|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 「団体会員」 <input type="checkbox"/> 「個人会員」 (団体での入会の場合) (申込者) 代表者ご氏名 | (ふりがな) | 設立年月日 |
| | 団体名 <small>*団体登録のみご記入ください。</small> 印 | 年 月 日 |
| (ふりがな) 申込者 印 | (ふりがな) | 生年月日 |
| | 申込者 印 | 年 月 日 |
| ご住所 (〒) (都道府県) | | |
| (ふりがな) | | |
| (ご自宅)電話番号 | | FAX番号: |
| 携帯電話 | | |
| E-mailアドレス(PC) (携帯) | | @ @ |
| 年 会 費 | ●正会員 団体会員 30,000円 個人正会員 10,000円 ●賛助会員 (一口以上) 団体会員 10,000円 (一口) 個人会員 3,000円 (一口) ●特別会員 (一口以上) 個人&団体 10万円 | *会員種別を選び、カッコ内のいずれかに○をして下さい。 ■正会員種類(個人・団体) (この法人の運営を行うことを目的として入会した個人及び団体) ■賛助会員種類(個人・団体) _____ 口 (この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。口数もご記入ください。尚、賛助会員は議決権がありません。) ■特別会員種類(個人・団体) _____ 口 (この法人の目的に賛同して資金面で協力する個人及び団体) 金 _____ 円(月 日入金予定) |
| 振 込 先 | ■三菱東京UFJ銀行日本橋中央支店 普通口座番号: 4759518 名義: トクヒ チュウトウヘイワフォーラム ■ゆうちょ銀行 記号: 10180 番号: 58980491 名義: トクヒ チュウトウヘイワフォーラム | |
| 紹介者氏名 | | |

入会申し込み手続

上記入会申込書にご記入いただき、郵送、Fax またはイーメールにて当会事務所にお送りください。

会費が上記口座に入金されたことを確認して、入会受理とし、受理受付書を郵送いたします。

補記) 入会時期と年会費について

「入会申込書」の受付は年間常時いたします。入会時期にかかわらず、所定の「入会申込書」が提出され「入会申込書」に記載されている当該の年会費の入金が確認された時点で、入会年度(1月1日-12月31日)の新入会員として受理いたします。当年度中に正会員として受理されている正会員は翌年2月に開催される通常年次総会の議決権を有することとなります。

第2章 会員（定款一部抜粋）

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の運営を行うことを目的として入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して資金面で協力する個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。